

## 再生利用の方法に関する省令のポイント

- 法第41条第1項の環境省令で定める除去土壌の処分の基準のうち、除去土壌の再生利用（除去土壌を環境大臣が定める公共工事等の用に供する資材又は原材料として利用することをいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。
  - ・ 除去土壌が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - ・ 再生利用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ・ 再生資材化（除去土壌を用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整その他の工程管理を適切に行うことにより利用可能な状態にすることをいう。以下同じ。）を行った除去土壌を用いること。
- 除去土壌の再生利用を行った場所の周辺において、放射線の量を第15条第11号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。
- 次に掲げる事項の記録及び除去土壌の再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該再生利用を行った場所の管理が終了するまでの間、保存すること。
  - ・ 工事の計画及び設計に係る情報
  - ・ 再生資材化を行った除去土壌の数量及び事故由来放射性物質の濃度
  - ・ 土地の形質の変更に伴い生じる再生資材化された除去土壌の運搬及び保管に係る計画
  - ・ 再生資材化を行った除去土壌ごとの再生利用を行った年月日
  - ・ 再生資材化を行った除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
  - ・ 除去土壌の再生利用を行った場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（前号の規定による測定を含む。）
- 除去土壌の再生利用を行うに当たっては、再生利用の用途に応じた必要な厚さの土壌による覆いその他これに類する覆いにより除去土壌を覆うとともに、当該必要な厚さを維持すること。
- 除去土壌の再生利用を行った場所内において除去土壌の掘削を伴う土

地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を環境大臣に届け出ること。

- ・ 土地の形質の変更の施工に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
  - ・ 土地の形質の変更の施工に係る工事計画書
  - ・ 土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - ・ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 除去土壌の再生利用を行うに当たっては、再生資材化を行った除去土壌を引き渡した者及び当該除去土壌の引渡しを受けた者並びに当該除去土壌の再生利用を行った場所を管理する者の間において、適切な役割分担及び連携に関する事項の書面を作成し、当該再生利用を行った場所の管理が終了するまでの間、保存すること。
- 前項各号に規定する書類を作成したときは、速やかにその写しを環境大臣に送付すること。